

独立監査人の監査報告書

令和3年6月15日

国立大学法人広島大学
学長 越智 光夫 殿

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

吉川

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

財務諸表監査

監査意見

当監査法人は、国立大学法人法第35条において進用本部の行政令又は別表（以下「準用通則」）

すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人の業務実施一括計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等）を正しく表示していることを除く。

の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の主張

正に従つて、国立大学法人が独立しており、また、云々監査人としての立場を述べている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかつたとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表が重要なる表示の要因となるない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表に対する学長及び監事の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表の作成と、監査意見の主張のための監査準備と監査手続を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における國立大学法人の役員（監査を除く）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に従つて監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価する。また、虚偽表示のリスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、関連する内部統制を検討する。
- ・ 学長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに学長によって行われた会計

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、又は国立大学法人等の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の令和2年4月1日
（平成30年4月1日）より、令和2年4月1日付の第17期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基く記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

（1）利益の処分に関する書類（案）は、会計に関する部分のし認める
（2）事業報告書（会計に関する部分を正しく示しているものと認め

学長及び監事の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに学長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書によつて、監査意見が立場、一連符の指摘を正しく記載する旨書が予算による予算の独立の趣旨で報告することにある。

執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき

利害關係

国立大学法人と当監査法人又は業務
利害関係はない。

以上